

※県の要請が緩和されたことに伴い、5月25日(月)以降に施設の開館が可能となります。
開館される場合のみ本書の提出をお願いいたします。(本書を協議書とみなす)

営業方針チェックシート

施設名	長坂総合スポーツ公園 体育館	営業開始日	令和2年5月25日
営業時間	AM9:00~PM10:00		

施設の運営方針			
1	クラスター発生のリスクを抑える策	対応策	チェック欄
①	「密閉空間」を防ぐための策 例:こまめな換気等	施設利用時には、換気ファンを入れて換気を行う。また、30分に一度の窓を開けての換気を行う。	
②	館内で多数が集まる「密集空間」を防ぐ策 例:席の間隔をあける等	利用者に、プレイ以外の時などの、会話を控えていただくと共に、2mの間隔をとるように、利用者に案内、周知を行う。	
③	館内において間近で会話等発生する「密接空間」の防止策 例:窓口に仕切り板の設置等	利用者受付カウンターには、ビニールシートによる仕切りの設置を行う。運動時以外はマスクの着用を厳守する。	

2	施設管理・運営にけるウイルス感染防止対策を徹底	対応策	チェック欄
①	集団感染防止協力への案内・周知(チラシ掲示など)。	施設入り口及び、受付時に感染防止協力案内と、周知。	
②	手指消毒剤等(アルコール製剤・次亜塩素水)の配置・点検。	施設入り口に、消毒用のアルコールを設置する。	
③	館内のこまめな清掃・換気・除菌(更衣室、休憩所、トイレなどは特に注意)	開館前は、清掃、換気の徹底。	
④	休憩所・食堂などでは、密集状況を避けるよう配慮(机の間隔、こまめな換気)。	窓を開けてのこまめな換気を行う。	
⑤	従業員の健康状況の確認	スタッフ全員の朝の体温チェック、及び記録を行う。また体調の悪い時には、欠勤する。	
⑥	従業員の業務中におけるマスク着用	外作業、食事以外のマスクの着用を厳守する。	

※県の要請が緩和されたことに伴い、5月25日(月)以降に施設の開館が可能となります。
開館される場合のみ本書の提出をお願いいたします。(本書を協議書とみなす)

営業方針チェックシート

施設名	長坂総合スポーツ公園 柔剣道場	営業開始日	令和2年5月25日
営業時間	AM9:00~PM10:00		

施設の運営方針

1	クラスター発生のリスクを抑える策	対応策	チェック欄
①	「密閉空間」を防ぐための策 例:こまめな換気等	施設利用時には、換気ファンを入れて換気を行う。また、30分に一度の窓を開けての換気を行う。	
②	館内で多数が集まる「密集空間」を防ぐ策 例:席の間隔をあける等	利用者に、プレイ以外の時などの、会話を控えていただくと共に、2mの間隔をとるように、利用者に案内、周知を行う。	
③	館内において間近で会話等発生する「密接空間」の防止策 例:窓口に仕切り板の設置等	利用者受付カウンターには、ビニールシートによる仕切りの設置を行う。運動時以外はマスクの着用を厳守する。	

2	施設管理・運営にけるウイルス感染防止対策を徹底	対応策	チェック欄
①	集団感染防止協力への案内・周知(チラシ掲示など)。	施設入り口及び、受付時に感染防止協力案内と、周知。	
②	手指消毒剤等(アルコール製剤・次亜塩素水)の配置・点検。	施設入り口に、消毒用のアルコールを設置する。	
③	館内のこまめな清掃・換気・除菌(更衣室、休憩所、トイレなどは特に注意)	開館前は、清掃、換気の徹底。	
④	休憩所・食堂などでは、密集状況を避けるよう配慮(机の間隔、こまめな換気)。	窓を開けてのこまめな換気を行う。	
⑤	従業員の健康状況の確認	スタッフ全員の朝の体温チェック、及び記録を行う。また体調の悪い時には、欠勤する。	
⑥	従業員の業務中におけるマスク着用	外作業、食事以外のマスクの着用を厳守する。	

※県の要請が緩和されたことに伴い、5月25日(月)以降に施設の開館が可能となります。
開館される場合のみ本書の提出をお願いいたします。(本書を協議書とみなす)

営業方針チェックシート

施設名	長坂総合スポーツ公園 屋内ゲートボール場	営業開始日	令和2年5月25日
営業時間	AM9:00～PM10:00		

施設の運営方針

1	クラスター発生のリスクを抑える策	対応策	チェック欄
①	「密閉空間」を防ぐための策 例:こまめな換気等	施設利用時には、換気ファンを入れて換気を行う。また、30分に一度の窓を開けての換気を行う。	
②	館内で多数が集まる「密集空間」を防ぐ策 例:席の間隔をあける等	利用者に、プレイ以外の時などの、会話を控えていただくと共に、2mの間隔をとるように、利用者に案内、周知を行う。	
③	館内において間近で会話等発生する「密接空間」の防止策 例:窓口に仕切り板の設置等	利用者受付カウンターには、ビニールシートによる仕切りの設置を行う。運動時以外はマスクの着用を厳守する。	

2	施設管理・運営にけるウイルス感染防止対策を徹底	対応策	チェック欄
①	集団感染防止協力への案内・周知(チラシ掲示など)。	施設入り口及び、受付時に感染防止協力案内と、周知。	
②	手指消毒剤等(アルコール製剤・次亜塩素水)の配置・点検。	施設入り口に、消毒用のアルコールを設置する。	
③	館内のこまめな清掃・換気・除菌(更衣室、休憩所、トイレなどは特に注意)	開館前は、清掃、換気の徹底。	
④	休憩所・食堂などでは、密集状況を避けるよう配慮(机の間隔、こまめな換気)。	窓を開けてのこまめな換気を行う。	
⑤	従業員の健康状況の確認	スタッフ全員の朝の体温チェック、及び記録を行う。また体調の悪い時には、欠勤する。	
⑥	従業員の業務中におけるマスク着用	外作業、食事以外のマスクの着用を厳守する。	